平成２３年（フ）第２５号
山口県長門市東深川2566番地２
債務者　石井　由美
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３２号
山口県長門市東深川2661番地１　日の丸アパート201、前住所山口県長門市仙崎1267番地
債務者　伊藤　昌子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３３号
山口県萩市大字江向206番地、前住所山口県萩市大井3420番地
債務者　河野　文和
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３８号
山口県萩市大字堀内146番地20
債務者　末永　美紀
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５２７号
奈良県大和高田市大字西坊城182番地
破産者　井田　省司
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２８号
奈良県大和高田市大字西坊城182番地
破産者　井田　勝治
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
奈良県橿原市菖蒲町３丁目９番２号、前住所奈良県橿原市八木町３丁目９番15―102号
破産者　吉田　幸司
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１９５５号
さいたま市南区辻８丁目21番15―606号
破産者　鈴木　友代
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４９号
さいたま市緑区大字三室1968番地２
破産者　金子　　守
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
埼玉県上尾市大字向山550番地１　日建シェトワＮＯ４―108
破産者　青木　孝之
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
埼玉県朝霞市西弁財１丁目４番２―101号
破産者　小野塚　明
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４番17―618号
破産者　丸山　文男
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端１丁目12番３号白石ビル
破産者　兼谷利貴夫
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
さいたま市桜区大字白鍬758番地１　パストラルＮｏ．６―302号
破産者　武内　紳一
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地３―３―201
破産者　齊木圭一郎
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
京都府亀岡市下矢田町西法楽寺48番地43
破産者　岡田　英和
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第９７３号
札幌市東区北11条東６丁目１番22―201号
破産者　追出町定一
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２９号
札幌市豊平区平岸２条14丁目１番５―903号
破産者　野口　幸隆
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部